

光市まちづくり市民協議会について

1 設 置

「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、本協議会を設置する。

2 役 割

(1) 所掌事務

- ア まちづくり全般について意見を述べ、助言すること
- イ 光市総合計画及び新市建設計画の進捗に関すること
- ウ その他市長が必要と認める議題について協議すること

(2) 当面の業務

- ア 光市総合計画後期基本計画の策定に関する協議、検討
- イ 光市都市計画マスタープランの策定に関する協議、検討
- ウ 光市緑の基本計画の策定に関する協議、検討

3 委員構成等

- (1) 委員数 34人（要綱上では50人以内）
- (2) 任 期 平成22年10月12日～平成24年3月31日
（3年を超えない範囲で市長が定める期間）

4 会 議

- (1) 市長の求めにより、会長が招集する
- (2) 会長、副会長を互選し、会長が議長となる
- (3) 協議会の庶務は、政策企画部企画広報課が行う

【参 考】

※委員数は設置時のもの

	任 期	委員数	主な役割
第1期まちづくり市民協議会	H17.8～H19.7	45名	総合計画の策定に関する協議、検討
第2期まちづくり市民協議会	H20.1～H22.3	35名	総合計画の進捗に関する協議、検討
第3期まちづくり市民協議会	H22.10～H24.3	34名	総合計画後期基本計画、都市計画マスタープラン等の策定に関する協議、検討

光市まちづくり市民協議会設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 75 号

(設置)

第 1 条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画の策定及び新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

(委員)

第 3 条 協議会は、50 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各界の有識者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、市長の求めにより会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第 7 条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、政策企画部企画広報課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 37 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 203 号)

この告示は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 64 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

光市まちづくり市民協議会委員名簿

	氏名	所属団体等	ワークショップグループ	備考
指名委員 (学識経験者・市民活動の実践者等)	1	植村 芳弘	快適環境づくり推進協議会会長・前まちづくり市民協議会会長	A
	2	吉廣 幸江	環境審議会委員	B
	3	内藤 和子	都市計画審議会委員	B
	4	柳原 次男	光市造園協同組合代表理事	B
	5	櫻井 真由美	山口県建築士会光支部理事	B
	6	棟近 俊彦	都市計画審議会会長	B
	7	市來 健之助	人権擁護委員	A
	8	光井 秀樹	光商工会議所青年部副会長	A
	9	小田 隆紹	男女共同参画推進ネットワーク委員	A
	10	川村 由美子	食生活改善推進員	A
	11	岩佐 光恵	NPO法人 虹のかけ橋理事長	A
	12	長尾 隆	和楽輪楽一座団員	B
	13	小林 久美	NPO法人 劇団たね蒔く人たち理事	A
	14	河村 聡子	母子保健推進員	A
	15	石川 博之	青少年ボランティア育成協議会企画実行委員会副委員長	B
	16	藤本 民子	室積山車保存会副会長	B
	17	山下 千佳子	語りの会ひかり代表	A
	18	市川 チヅ子	NPO法人 ひかりクラブ理事	A
	19	田中 陽三	みんなで虹ヶ浜を楽しむ会代表	B
	20	中村 修一	周防柱松保存会会長	B
	21	廣政 晴美	主任児童委員	A
	22	高村 義則	ボーイスカウト光第2団カブスカウト隊隊長	A
	23	上野 由香	光市小中学校PTA連合会副会長	A
	24	梅本 玲子	広報ひかり 市民特派員	B
	25	笹村 達夫	ささむらファーム代表	B
	26	宮原 博美	全日本写真連盟光支部顧問	B
公募委員	27	川本 浅夫	前教育開発研究所主任研究員	A・B
	28	田沼 一彦	前まちづくり市民協議会委員	A・B
	29	魚本 宏夫	行政改革市民会議委員	A・B
	30	齋藤 まゆみ	行政改革市民会議委員	A・B
	31	田嶋 義介	島根県立大学名誉教授・ジャーナリスト	A・B
	32	楠田 賢一	元Uターン等定住者ネットワーク委員	A・B
	33	堀江 靖孝	花と緑の海代表	A・B
	34	城彦 二郎	前まちづくり市民協議会委員	A・B

まちづくり・未来ワークショップグループ区分

グループ	開催日時	会場	主題
A	第1回	10月23日(土) 9:00~	あいぱーく 後期基本計画
	第2回	11月13日(土) 13:00~	
B	第3回	1月22日(土) 13:00~	あいぱーく 都市マス・緑
	第4回	2月19日(土) 13:00~	

総合計画後期基本計画について

1 策定の趣旨

本市では、平成19年3月に、新市建設計画の理念を継承した「光市総合計画」を策定し、「人と自然がきらめく生活創造都市」の実現を目指してきたが、この間、旧来の社会の仕組みや政治の枠組みは大きく変貌を遂げるなど、時代の流れは速度を増し、国と地方の関係も大きく揺れ動いている。

こうした中、前期基本計画の計画期間が平成23年度をもって終了することから、新たに後期基本計画を策定し、今後取り組もうとする基本的な施策や事業等を示し、市民と行政との新たなまちづくりの指針とするものである。

2 計画の構成

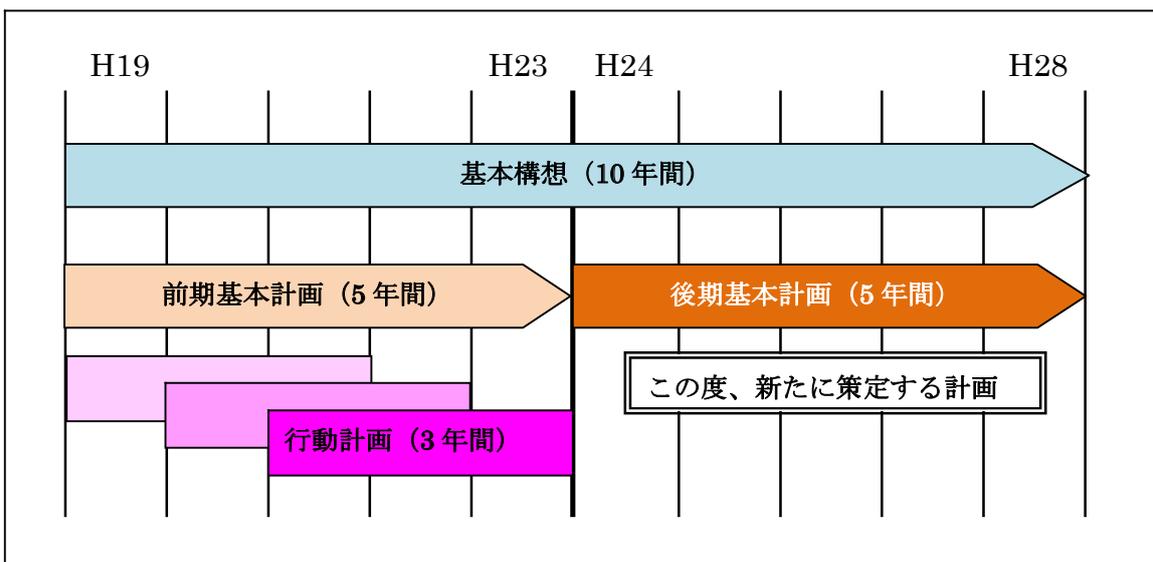
総合計画は、基本構想及び基本計画で構成している。また、基本計画を年次的に実施するための具体的事業計画として、行動計画を毎年度策定する。

(1) 基本構想

地方自治法第2条第4項の規定に基づき、将来像（「人と自然がきらめく生活創造都市」）の実現や目標人口を達成するための基本的な方向性を明らかにする。

(2) 基本計画

将来像の実現に向けて取り組むべき個別の施策や事業、数値目標等を体系的に明らかにする。



3 目標年次

平成28年度（2016年度）とする。

4 計画策定の視点

（1）前期基本計画の検証

前期基本計画の達成状況を評価・検証し、後期基本計画に引き継ぐべき施策や事業を選択する。

（2）市長マニフェストの検証

市長マニフェストの達成状況を評価・検証し、後期基本計画に向けて取組みを強化すべき施策や事業を選択する。

（3）新市建設計画の検証

計画期間中に、新市建設計画の計画期間（H16～H26）を迎えることから、計画の達成状況を整理し、今後の方向性を検討する。

（4）市民生活を重視

計画策定にあたり実施する市民意向調査や、これまでの市民アンケートを通じて得られた基礎データを踏まえ、市民満足度の向上を目指す。

5 策定方針

（1）市民意見の反映

「共創と協働で育むまちづくり」の理念のもと、まちづくり市民協議会の活用や市民とのワークショップの開催、市民意向調査の実施、様々な対話の推進など市民参画の機会を設けながら策定作業を進める。

また、毎年度実施している市民アンケートの結果も参考にする。

（2）都市計画マスタープランとの連携

都市計画マスタープランや緑の基本計画など、計画間の整合性の確保と事務の効率化を図る観点から、十分な連携を図りながら策定作業を進める。

（3）コンサルタントの活用

専門的な知識や策定に係るノウハウを求めるとともに、策定に係る事務を省力化するため、コンサルタント会社の支援を受ける。

6 策定期間

平成22年度～23年度の2年間

都市計画マスタープランについて

1 策定の趣旨

人口減少社会の到来や急速に進む少子高齢化など、都市を取り巻く環境が大きく変化する中、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、これまで以上の創造性と計画性をもった都市づくりを進める必要がある。また、時代の進展とともに、従来の都市の拡大を基調とする都市化社会から、安定・成熟した都市型社会への転換が求められている。

「都市計画マスタープラン」は、こうした課題に対応した都市づくりを総合的かつ体系的に進めていくための指針となるもので、目指すべき都市像や都市整備の方向性を行政と市民が共有し、実現に向けて取り組んでいくことを目的に策定するものである。

2 位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、光市総合計画や山口県が定める都市計画区域マスタープランの整合を図りつつ策定する。

3 目標年次

20年後（平成44年（2032年））とする。

4 役割

（1）都市の将来像の明確化

上位計画等に留意しながら、都市づくりの理念や将来像、基本目標等を設定する。また、土地利用など基本的な枠組みとなるフレームを設定し、それに基づく将来都市構造を明確にする。

（2）都市計画の指針

都市づくりの理念や将来像に基づき、市街地整備など土地利用の方針や、道路・下水道・都市公園などの都市施設の配置、景観形成など、都市づくりの分野別の方針を整理する。

（3）都市計画の総合性・一体性の確保

計画策定を通じて個々の都市計画の相互関係を調整することにより、総

合的かつ一体的な都市づくりを目指す。

(4) 都市計画の合意形成の円滑化

市民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について合意することにより、都市計画の決定や実現が円滑に進むことが期待できる。

5 策定方針

(1) 市民意見の反映

「共創と協働で育むまちづくり」の理念のもと、まちづくり市民協議会の活用や市民とのワークショップの開催、市民アンケートの実施など、市民参画の機会を設けながら策定作業を進める。

(2) 庁内連携体制の確保

市長・副市長や各部局長による「政策調整会議」の開催や、中堅職員によるプロジェクトチームの設置など、横断的な策定体制を確保する。

(3) 総合計画等との整合性の確保

後期基本計画と同じく、「まちづくり市民協議会」を協議機関として活用するとともに、歩調を合わせて策定を進めることにより十分な調整と会議等の省力化を図る。

(4) コンサルタントの活用

専門的な知識や策定に係るノウハウを求めるとともに、策定に係る事務を省力化するため、後期基本計画と同じコンサルタント会社から業務の支援を受ける。

6 策定期間

平成22年度から平成23年度まで

緑の基本計画について

1 策定の趣旨

都市の緑やオープンスペースは、都市環境の保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や都市防災など、多くの機能を有している。環境保全や安全・安心に対する市民意識が高まる中、緑を次世代に継承するとともに、自然環境を重視したまちづくりを進めていくことが求められている。

「緑の基本計画」は、まちの緑を本市の大切な資産と捉え、将来あるべき緑の姿や緑地の保全・整備に向けた方向性や都市公園の整備方針を明らかにするとともに、行政と事業者、市民等の役割分担や連携方策を整理し、まちぐるみで緑を守り育てていくことを目的に策定するものである。

2 位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に定める「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するものであり、光市総合計画を上位計画として、並行して策定する都市計画マスタープランや環境基本計画と整合を図りつつ策定する。

3 目標年次

20年後（平成44年（2032年））とする。

4 役割

(1) 緑のまちづくりの将来像の明確化

上位計画や都市計画マスタープランとの整合に留意しながら、緑のまちづくりに関する理念や将来像、基本方針等を設定する。また、緑地の確保や整備に関する目標水準を明確にする。

(2) 都市緑化の指針

緑化の目標に基づき、特性に応じた配置方針や都市公園の整備方針を定めるとともに、緑の保全・活用・整備に関する方針を整理する。

(3) 緑豊かなまちづくりに向けた市民と行政の共通の指針

行政と事業者、住民との役割分担や連携方策、推進体制のあり方など、緑豊かなまちづくりに向けて多くの主体が協働で緑豊かなまちづくりを進

めていくための方針を整理する。

5 策定方針

(1) 市民意見の反映

「共創と協働で育むまちづくり」の理念のもと、まちづくり市民協議会の活用や市民とのワークショップの開催、市民アンケートの実施など、市民参画の機会を設けながら策定作業を進める。

(2) 総合計画等との整合性の確保

後期基本計画と同じく、「まちづくり市民協議会」を協議機関として活用するとともに、都市計画マスタープランと一体的な策定を進めることにより、十分な調整と会議等の省力化を図る。

(3) コンサルタントの活用

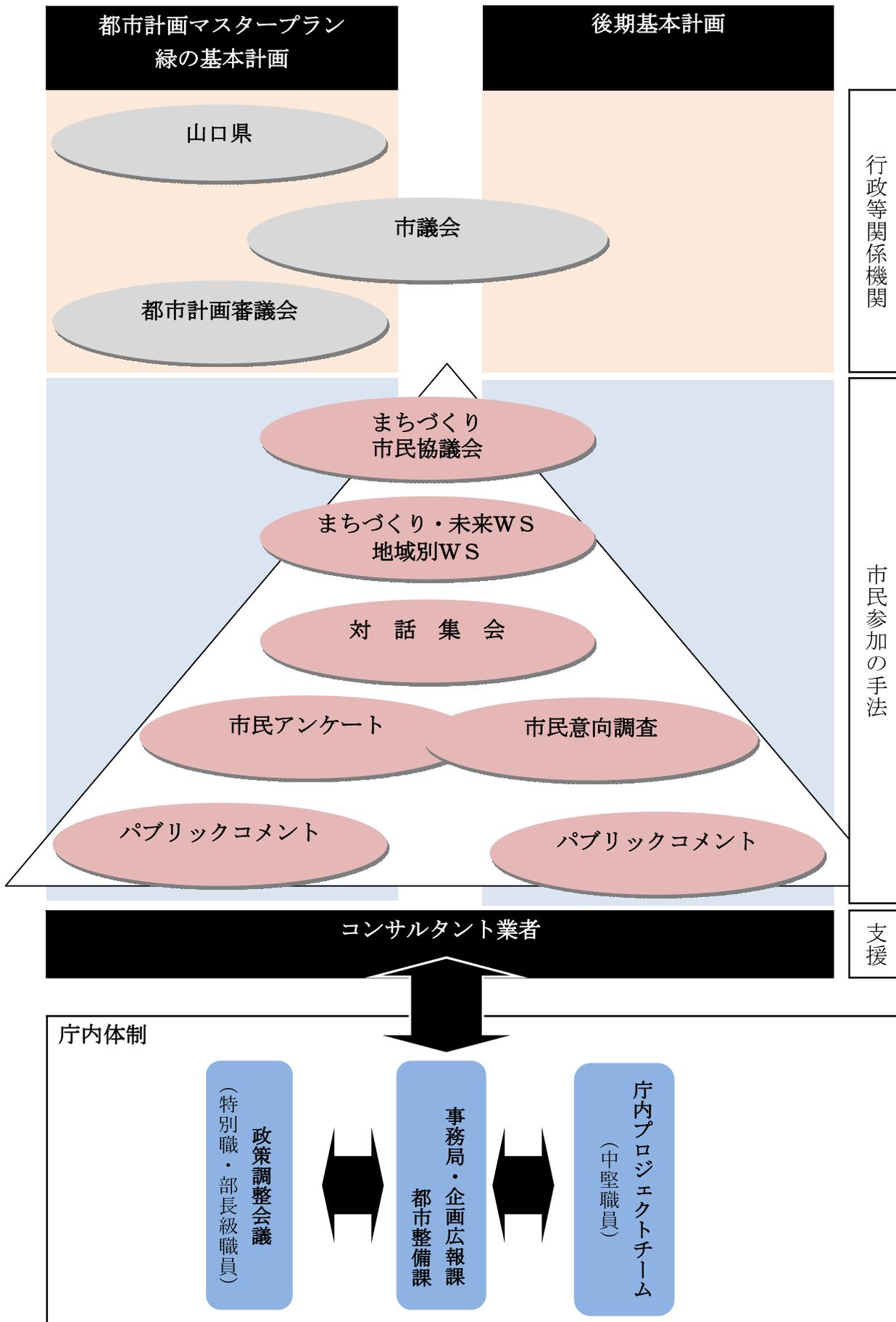
専門的な知識や策定に係るノウハウを求めるとともに、策定に係る事務を省力化するため、後期基本計画と同じコンサルタント会社から業務の支援を受ける。

6 策定期間

平成22年度から平成23年度まで

計画策定体制（概念図）

資料 2 - 4



まちづくり・未来ワークショップについて

1 目的

総合計画後期基本計画、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定にあたり、多くの市民と未来のまちづくりをともに考え、夢やアイデアを十分に反映できる計画づくりを進めるため、「まちづくり・未来ワークショップ」を開催する。

2 実施の時期等

(1) 日時

	日にち	時間	主題	グループ
第1回	平成22年10月23日(土)	9時～	総合計画後期基本計画	A
第2回	平成22年11月13日(土)	13時～		
第3回	平成23年1月22日(土)	13時～	都市計画マスタープラン 緑の基本計画	B
第4回	平成23年2月19日(土)	13時～		

(2) 会場

各回とも、総合福祉センターあいぱーく光

(3) 参加者

- ア 公募による市民(9名)
- イ まちづくり市民協議会委員

(4) 参加人数

1回あたり30人程度

3 ワークショップについて

(1) 概要

全4回のうち第1回、第2回(Aグループ)は総合計画後期基本計画、第3回、第4回(Bグループ)は都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定を念頭に置いたワークショップとする。

(2) 委員の振り分け

ワークショップ参加者は、各回とも30人程度とする。まちづくり市民協議会委員34名のうち公募による委員8名については、全4回を通して参加、残る26名については、第1回、第2回(Aグループ)及び第3回、第4回(Bグループ)に、13名ずつ参加してもらうこととする。

9人	+	8人	+	13人	=	30人
(公募による市民)		(まち協公募委員)		(まち協指名委員)		(ワークショップ参加者)

(3) 運 営

ワークショップの進行等は、コンサルタント会社が行う。

4 ワークショップの成果の活用

ワークショップで得られた成果は、後期基本計画における「重要プロジェクト」や施策の方向性の検討、また、都市計画マスタープラン等における分野別・地域別の方向性の検討などを行う際の参考とする。

5 今後の予定

来年度は、市内4地域で地域別ワークショップを開催する予定である。

(1) 時 期

4月から8月頃を予定

(2) 内 容

4地域ごとに各4回（計16回）のワークショップを開催する。出された意見や提言は、来年度、地域別の方向性を検討する際の参考とする。

- 東部地域：岩田・三輪・塩田・東荷地区
- 西部地域：浅江・島田地区
- 南部地域：光井・室積地区
- 北部地域：三井・周防・上島田地区